

質量販売による容器の種類と接続義務等について

法	使用形態	具体例	容器種類	内容積	質量販売	販売事業者等の 配管接続義務	書面交付	周知	調査	台帳・帳簿	
液化石油ガス法	容器を屋内で移動して消費する場合 ※	料理飲食店 宴会場 一般家庭使用	2kg	8 ^{リットル} 以下	可能	容器に調整器が 接続された場合に 限り接続義務無し	必要	必要	必要	必要	
			3kg								
			5kg 8kg	8 ^{リットル} 超 20 ^{リットル} 以下	可能	有り			取引開始時 及び2年1回 及び4年1回		
				10kg以上	20 ^{リットル} 超	不可		※使用する燃焼器 の種類によっては 1年に1回			
		屋外で移動※	屋台・露店・移動パーラー イベント・学園祭・お祭り キャンプ等の炊事、照明等	制限なし		可能	無し				
		屋内 ・ ・ ・ 屋外 移動	食品工業用 窯業・陶芸用 農業・水産加工業用 溶接溶断・燃料用 ※その他液石法以外のもの	屋内は8kgまで 屋外設置は制限無し	可能	無し	不要	必要 (工業用周知) 契約締結時 1年以上経過後	不要 但し設置基準 確認義務あり	必要	

※容器を屋内及び屋外で固定して消費する場合、8kg(20^{リットル}以下)以下の容器で販売する義務があります。

又、販売事業者等には配管への接続義務があります。

その他、詳細については質量販売マニュアル等でご確認下さい。